

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年9月30日(水) 午前9時30分から午前10時10分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席14名、欠席5名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：2番片山敏隆委員、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】 8番伊井一夫委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	7番 委員
	8番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.23～No.33 11件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.9～No.13 5件
- 報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.803 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3015～No.3017 3件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5011～No.5016 6件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.79～No.128 50件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山委員、3番大島委員、5番園田委員、11番福田委員、16番川合委員の5名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の8番伊井委員、14番田中委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、7番米原委員、8番荻野委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p style="text-align: center;"><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 23番青海地区の件ですが、青海地内の4筆1,456㎡について、山林になっております。 24番青海地区の件ですが、青海地内の3筆511㎡について、山林に</p>

	<p>なっております。</p> <p>25 番青海地区の件ですが、青海地内の3筆 464 m²について、山林になっております。</p> <p>26 番青海地区の件ですが、青海地内の3筆 1,126 m²について、山林になっております。</p> <p>27 番青海地区の件ですが、青海地内の1筆 16 m²について、山林になっております。</p> <p>28 番青海地区の件ですが、青海地内の2筆 693 m²について、駐車場敷地になっております。</p> <p>29 番青海地区の件ですが、青海地内の2筆 140 m²について、車庫敷地になっております。</p> <p>30 番青海地区の件ですが、青海地内の1筆 39 m²について、道路敷地になっております。</p> <p>31 番青海地区の件ですが、青海地内の2筆 32.61 m²について、車庫敷地になっております。</p> <p>32 番西海地区の件ですが、御前山地内の1筆 485 m²について、原野になっております。</p> <p>33 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆 400 m²について、山林になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>9番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆 297 m²について、市外に居住しているため、休耕しているものです。</p> <p>10番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆 19 m²について、労力不足のため、休耕しているものです。</p> <p>11番上早川地区の件ですが、砂場・北山地内の8筆 2,138.91 m²に</p>

	<p>ついて、労力不足のため、休耕するものです。 12 番能生谷地区の件ですが、大平寺、桂地内の 3 筆 268.18 m²について、休耕地活用のため、増反するものです。 13 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 153.1 m²について、休耕地活用のため、増反するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第 3 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第 3 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。4 頁をご覧ください。 803 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 6 筆 496 m²について、嵩上げしたいものです。地図の No.1 をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線沿いの場所です。田を嵩上げし畑として耕作したいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第 2 の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第 3 = 付議事項</p>
	<p><議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について></p>

<p>議長 石曾根主任主事</p>	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>3015 番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆 1,381 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、農道四石田2号線沿いの場所です。譲渡人は、高齢により耕作ができないため、申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3016 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆 132 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、県道湯之内河内梶屋敷停車場線沿いの場所です。譲受人は五十原地内の住宅を譲り受けるとともに、隣接する申請地も譲り受け耕作したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3017 番能生地区の件ですが、能生地内の8筆 1,842 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、能生小学校の周り3か所に点在しております。譲受人は親族である譲渡人から、申請地を譲り受け耕作したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）について</p>
-----------------------	---

<p>議長 松澤一委員</p>	<p>は、該当なしで問題ないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 3017番ですが、現在畑で耕作されている土地なのでしょうか。また、譲受人は何を耕作するかなど、計画はあるのでしょうか。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>現在一部休耕もありますが、畑として耕作されています。持ち主が高齢で耕作できないので、こちらにおられる親戚の方に管理していただきたいということです。畑自体は現在も続けておられますし、周辺も畑で、地域で幅広くやっている地域であります。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長 井上委員</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 3017番は畑をやっておりますが、一部は耕運機が入って行けるような場所ではなく、現時点で草が生い茂って耕作放棄地のようになっていましたので、難しいのではないかと思います。所有権移転に異議ありません。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>私どもも現地を確認しました。かなり草は生えていましたが、畑としてまだ復旧は可能だと判断し、今後合わせて管理していってもらえればと思いました。</p>
<p>井上委員</p>	<p>その辺で耕作している地元の人に聞いたんです。みんな畑をやっていたが高齢化でやめていったと。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>県外に行ってしまったので、対応できる人がいなくなり、こちらにいて他にも耕作されている親戚に管理していただくということです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご意見ございませんか。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。 5011番5012番大和川地区の件ですが、事業計画変更です。田伏地内</p>

の1筆 233 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道西谷線沿いの場所です。令和2年3月30日付け農委第5064号で許可された申請地について、譲渡人が建売住宅を建築する予定であったが、コロナ禍で資材の調達に目途がたたなくなつたため、事業計画変更により個人住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5013 番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の1筆 238 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、JAセレモニーホールフローリアそばの場所です。申請人は、現在アパートに居住しているが、結婚を機に申請地を譲り受け住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5014 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺2丁目地内の2筆 459 m²について、宅地造成のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道蓮台寺線沿いの場所です。申請人は、土地の造成を行い宅地2区画を分譲したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5015 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の1筆 242 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、やまのい保育園そばの場所です。申請人は、現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い住居が手狭になつたため、申請地を譲り受け、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれ

	<p>ます。</p> <p>5016 番能生地区の件ですが、能生地内の1筆 369 m²について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道桜木線沿いの場所です。申請人は、現在両親と同居しているが、独立して生活をするため、申請地を譲り受け住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、準工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>以上の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、50件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、私の案件を先に審議しますので、私は退席させていただきます。職務代理である松澤代理に議長をお願いします。</p> <p>〔齋藤会長退室〕</p>
松澤代理 石曽根主任主事	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。18頁をご覧ください。</p> <p>123番能生谷地区の件ですが、物出、崩地内の2筆 4,364 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
松澤代理	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>以上の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
松澤代理	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>それでは議長代理の役を解かさせていただきます。ありがとうございます。</p>

<p>議長 石曽根主任主事</p>	<p>いました。 〔齋藤会長入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。8頁をご覧ください。 79 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の3筆5,992㎡について、更新するものです。 80 番下早川地区の件ですが、日光寺、上出地内の5筆2,014㎡について、更新するものです。 81 番下早川地区の件ですが、上出地内の2筆1,986㎡について、更新するものです。 82 番下早川地区の件ですが、上出地内の1筆2,136㎡について、更新するものです。 83 番下早川地区の件ですが、上出地内の2筆3,154㎡について、更新するものです。 84 番下早川地区の件ですが、上出地内の3筆5,182㎡について、更新するものです。 85 番下早川地区の件ですが、下出地内の2筆1,418㎡について、更新するものです。 86 番下早川地区の件ですが、谷根地内の4筆4,021㎡について、借り受けて規模拡大するものです。 87 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆2,136㎡について、更新するものです。 88 番下早川地区の件ですが、東塚地内の4筆2,838㎡について、更新するものです。 89 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆517㎡について、更新するものです。 90 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆1,507㎡について、更新するものです。 91 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,259㎡について、更新するものです。 92 番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆2,186㎡について、更新するものです。 93 番西海地区の件ですが、川島地内の9筆1,613㎡について、更新</p>
-----------------------	--

するものです。

94 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆13㎡について、更新するものです。

95 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺1丁目地内の4筆1,946㎡について、更新するものです。

96 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆2,504㎡について、更新するものです。

97 番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆653㎡について、更新するものです。

98 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の2筆1,723㎡について、更新するものです。

99 番大野地区の件ですが、大野地内の8筆3,426㎡について、更新するものです。

100 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,782㎡について、更新するものです。

101 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆1,794㎡について、更新するものです。

102 番根知地区の件ですが、大神堂地内の4筆5,383㎡について、更新するものです。

103 番根知地区の件ですが、大神堂地内の2筆2,448㎡について、更新するものです。

104 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆3,303㎡について、更新するものです。

105 番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆118㎡について、更新するものです。

106 番磯部地区の件ですが、徳合・仙納地内の24筆3,254.91㎡について、更新するものです。

107 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆472㎡について、更新するものです。

108 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆2,229㎡について、更新するものです。

109 番磯部地区の件ですが、徳合地内の7筆1,634㎡について、更新するものです。

110 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆528㎡について、更新するものです。

111 番能生谷地区の件ですが、鷺尾地内の1筆660㎡について、更新するものです。

112 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の4筆3,607㎡について、更新するものです。

113 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆10,704㎡について、更新するものです。

114 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆3,794㎡について、更新するものです。

115 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆448㎡について、更新するものです。

116 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆9,436㎡について、更新するものです。

117 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆3,827㎡について、更新するものです。

118 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆3,395㎡について、更新するものです。

119 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,859㎡について、更新するものです。

120 番能生谷地区の件ですが、楨地内の2筆392㎡について、更新するものです。

121 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の8筆872㎡について、更新するものです。

122 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆2,047㎡について、更新するものです。

124 番能生谷地区の件ですが、物出地内の1筆1,729㎡について、更新するものです。

125 番能生谷地区の件ですが、物出、柵口地内の27筆2,643.91㎡について、更新するものです。

126 番能生谷地区の件ですが、須川地内の31筆4,687.22㎡について、更新するものです。

127 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆2,549㎡について、

議長	<p>更新するものです。 128番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆760㎡について、更新するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10/30(金) 午前9:30～ 201・202 会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>